平成２９年（フ）第２５４０号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目５番地10　リアン瀬谷505号
破産者　櫛内　　章
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１２号
神奈川県座間市立野台１丁目10番、開始決定時の住所神奈川県座間市相模が丘２丁目１番26―607号　パルセ相模台
破産者　落合　未佳（旧姓平野）
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５６６号
静岡市駿河区下川原５丁目19番28号　エルディムグリーンハイム201号
破産者　近藤　隆志
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７４号
神奈川県大和市福田1760―１　サンライズコーポ203、住民票上の住所静岡市葵区桜町１丁目４番61―３号　エスペラールさくらⅡ103号
破産者　古田　守央
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８９号
静岡県伊豆の国市富士見925番地　勝海アパート　１号
破産者　根上　義之
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
静岡県伊豆の国市韮山山木856番地
破産者　髙井　明子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３６８号
静岡県伊東市宇佐美1575番地の12
破産者　鈴木　淳子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４１７号
静岡県三島市谷田（御門）501番地の２　栗原ハイツＢ―101、前住所静岡県三島市北沢46番地の18
破産者　大竹　洋子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
静岡県富士市伝法1981番地の８
破産者　髙杉　義光
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４１３号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目16番１号　そんぽの家　中村公園227、開始決定時の住所名古屋市中村区太閤通４―１　鵜飼リハビリテーション病院306号室
破産者　長谷川時春
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４４４号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字下山之上24番地の２　竹マサ荘21号
破産者　藤田　祥男
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５８７号
名古屋市中区橘２丁目３番35号
破産者　丹羽　優子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５９４号
愛知県知多郡武豊町字壱町田184番地24
破産者　小田　清寛
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４１号
名古屋市北区大曽根１丁目11番４号　ユトリロ大曽根303号、従前の住所大阪府和泉市箕形町５丁目12番15―14号
破産者　辻　　雅人
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４５号
愛知県半田市北二ツ坂町２丁目３番地の６　メゾン・ド・サンクＡ棟102号、従前の住所愛知県半田市雁宿町１丁目53番地
破産者　ｃｏｑｏｏこと　坂口　広充
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６６４号
名古屋市西区新道２丁目１番６号　ラヴィアンローズ605号、住民票上の住所東京都練馬区土支田３丁目29番33号
破産者　朝賀　正志
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０１号
京都市中京区西ノ京南原町１番地２　1004
破産者　炭本　　勝
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６７９号
大阪府四條畷市清滝中町30番55号、住民票上の住所大阪府高槻市東上牧３丁目16番１号
破産者　川辺　法隆
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部